

令和6年度第1回堺市入札監視等委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和6年7月24日（水）午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 場 所 堺市役所高層館20階 第一特別会議室（堺市堺区南瓦町3-1）
- 3 出席委員 中野委員長、和田委員、堀川委員
- 4 審議対象期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

5 会議の概要

(1) 報告案件

事務局から、審議対象期間中における契約状況、入札参加停止措置等の状況について報告を行った。

(2) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約（総契約件数191件）のうち、委員が抽出した4案件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格100万円を超えるもの

【審議案件一覧】

審議案件	契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
第1号	一般競争入札	建築工事	「津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2）」	415,797,800円
第2号	一般競争入札 (特別簡易型総合 評価落札方式)	塗装工事	「浜寺大橋（上り）補修工事」	217,250,000円
第3号	一般競争入札 (WTO 政府調達 対象案件)	機械器具設置工事	「三宝水再生センター高段ポンプ棟No. 3～6沈砂池設備更新工事」	3,087,700,000円
第4号	一般競争入札	地質調査業務	「三宝水再生センター地質調査業務（5-1）」	15,364,800円

(抽出理由)

第1号：堺市では比較的規模の大きい建築工事であり、辞退者が多く、落札率も高いため

第2号：総合評価落札方式を採用した案件で、調査基準価格を下回る低価格での入札が多く、落札率が低いため

第3号：堺市で初めての「機械器具設置工事」に係るWTO政府調達協定対象案件であるため

第4号：入札を経て契約締結に至った後に予定価格及び最低制限価格に算定誤りがあることが判明したものの、当該契約を継続したため

- 6 審議の結果 各案件に係る「講評」のとおり
- 7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

《令和6年度第1回堺市入札監視等委員会審議案件》

【津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2）】	
委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>辞退者が多く、入札者が少なく、また、落札率も高い入札結果であったが、原因をどのように考えているか。</p> <p>1回目の発注も含め、本案件の積算内容は適切であったか。</p> <p>入札取止めの結果を受け、再度発注を行う本案件において、見直した部分はどのようなものか。</p> <p>近年の物価高の影響や契約後の予測不能なリスクを懸念する入札参加者もいると思うが、それらに対応する手立てはあるのか。</p> <p>入札参加者は、インフレスライド条項の適用があることを認識していたのか。</p> <p>インフレスライド条項の適用があるにも関わらず、物価上昇に対する懸念により、入札を控える事業者がいる理由は何か。</p>	<p>体育館規模の大スパンにおける既製コンクリート屋根の撤去事例は、本市発注工事では実績がなく、金額や既製コンクリート屋根撤去に係る工期の想定が難しかったのではないかと考えている。</p> <p>また、全体の工期が比較的長いことから、物価上昇分を考慮し、余裕を持った金額で応札したことが原因と考えられる。</p> <p>積算基準に基づき算出しており、いずれも適切であったと考えている。</p> <p>入札参加者へのヒアリングの結果、既製コンクリート屋根撤去に係る工期が読みづらいという声があったため、既製コンクリート屋根撤去に係る参考工程を補足し、併せて、各種単価を入札時点の最新のものへ更新した。</p> <p>物価高の影響については、インフレスライド条項の適用により、対応することが可能である。また、契約後の変更事象については、堺市建設工事等設計変更事務取扱要領に基づき、変更による対応が可能である。</p> <p>インフレスライド条項の適用については、毎年度、対象となる建築案件においては申請されている状況があるため、入札参加者においても、認識はされていたものと考えている。</p> <p>インフレスライド条項の適用については、残工事分に対し物価上昇率を反映させるため、インフレスライドにより、全ての価格が対応できるわけではなく、入札参加者が想定する実勢価格との間に乖離があったのではないかと考えている。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、堺市において比較的規模の大きい建築工事であり、辞退者が多く、落札率も高い入札結果であったため、案件の状況を確認したものであった。</p> <p>状況を確認したところ、本案件の特殊事情として、体育館の既製コンクリート屋根材の撤去が含まれており、そのような施工内容は堺市において事例がないとのことであった。また、比較的工期が長いこと、物価上昇等のリスクも懸念されていたとのことであった。</p> <p>今回、発注に際しては、それら特殊事情の懸念を少しでも解消できるように、既製コンクリート屋根撤去に係る参考工程を補足資料として掲載し、各種単価についても、入札時点の最新のものへ更新するなど、適切な対応を実施していたものと考えられる。</p> <p>また、設計金額についても、積算基準に基づき算出されており、問題はなかったものと考えられる。</p> <p>令和5年度上半期の1回目の発注では入札取止めとなったが、入札参加者へのヒアリングを行う中で課題を探り、再度発注に当たり、改善すべき点は改善を行うなど、必要な対策を講じていたと思わ</p>	

れる。このことにより、再度発注の本案件を入札成立させることができた点は、良かったと考えられる。

今後、規模の大きな建築工事の発注もあるかと思われるため、本案件の事例を踏まえ、より一層、施工条件の明確化に努めていただきたい。

【浜寺大橋（上り）補修工事】	
委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>本案件に総合評価落札方式を採用した理由を教えてください。</p> <p>落札に当たり、低入札に係る調査はどのように実施しているのか。</p> <p>工事の現在の施工状況については、問題なく進捗しているのか。</p> <p>予定価格の設定に問題はなかったのか。また、全体的に事業者の入札金額が低かった原因はどのように考えているか。</p> <p>低入札価格調査制度の対象工事において、低価格での入札の傾向はみられるのか。</p> <p>低価格での入札への対応策として、低入札価格調査の他に、国や他市で実施している制度の事例はないのか。</p> <p>今後、堺市としては低価格での入札への対策について、どのように対応していく方針なのか。</p>	<p>本工事は、工事品質の確保及び向上が求められる工事であり、ガイドラインに基づき、総合評価落札方式を採用している。</p> <p>低入札価格調査は、まず一次調査として失格基準価格以上であることを確認し、次に詳細調査として書類審査があり、提出資料で示されている内容が適正かヒアリングを行っている。</p> <p>足場工に着手している段階であり、今後、工事品質の確認を行う予定である。なお、落札事業者は過去に同種工事の実績があり、問題なく施工していることを確認している。</p> <p>本工事は、予定価格の算出においては、すべて建設工事積算基準に基づき適正に算出している。入札金額が低かった要因としては、入札参加者が当該工事の受注を希望し、競争原理が働いたことによるものと考えている。</p> <p>低入札価格調査制度の対象工事の落札率は全体的に低い傾向にある。また、建設工事全体の落札率についても、本市の落札率は、政令市の中で最も低い状況が続いている。</p> <p>国土交通省では調査基準価格を下回る受注に対して、工事品質・下請代金・契約履行徹底のための5つの履行確保措置であるいわゆる「かきくけこ」の取組を推進しており、都道府県、政令市等の他自治体でも同様の取組を導入している。</p> <p>今後、国土交通省が推進する「かきくけこ」の取組を参考に、低価格での入札そのものを抑止する更なる対策の導入に向けて、具体的な検討を進めていきたい。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、総合評価落札方式を採用した案件だが、調査基準価格を下回る低価格での入札が多く、落札率が非常に低い案件であったため、案件の入札状況及び制度上の課題を確認したものであった。</p> <p>本案件の入札状況について、総合評価落札方式を採用した理由や技術評価の内容については、ガイドライン等の基準に基づいており、適正であったと考えられる。また、予定価格の設定についても、積算基準に基づき算出されており、問題はなかったものとする。</p> <p>次に、低入札価格調査の内容についても、失格基準価格と書類審査を適正に実施しており、問題はなかったと考える。そして、工事担当からは、全体的に事業者の入札金額が低かった原因は入札参加者の競争原理が働いたことによるものであり、また、低価格での契約が施工に影響が出ているかどうかは検証できていないが、落札事業者のこれまでの実績や工事の内容から施工に影響は出ないと考えていると説明があった。</p> <p>しかしながら、堺市ではこの種の落札率が低い傾向にあるので、低価格での入札の弊害である手抜き工事、下請業者へのしわ寄せ等の懸念を払拭するための工夫が必要であるとする。</p> <p>今後の対応として、国土交通省や他市で実施している「かきくけこ」等の先行事例を参考にして、調査基準価格を下回る受注に対する取組の強化を検討していただきたい。</p>	

【三宝水再生センター高段ポンプ棟No. 3～6 沈砂池設備更新工事】

委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>沈砂池設備とはどのようなもので、本工事の内容はどういったものか。</p> <p>WTO 政府調達協定対象案件であるが、発注規模は適正なものか。</p>	<p>沈砂池設備は、一連の下水処理のうちの最初の過程における設備で、下水中に含まれる浮遊物等の除去や、その後のポンプ施設や水処理施設に係る工程における摩耗、閉塞等を防ぐ役割を担っているものである。</p> <p>本工事は、老朽化した設備を撤去し、新しく製作した機器を据え付ける工事である。</p> <p>本市において機械器具設置工事の WTO 案件の前例はなく、令和5年度に初めて発注したものである。</p> <p>沈砂池設備は、浮遊物等を除去する機器、除去した物質を搬送・洗浄する機器、搬送したものを貯留・搬出する機器で構成されており、これらの機器が連動して初めてその機能を発揮する。</p> <p>一連の下水処理を確実に機能させるためには、機器やシステム構成を包含した一体的な更新が最良かつ不可欠であり、一連の機器製作、施工を一体的に発注する必要があることから、本件の発注規模は適正であるものと認識している。</p>
<p>現在の沈砂池設備はどれぐらいの年数が経過しているのか。</p>	<p>当該沈砂池設備は平成5年に供用を開始し、約30年を経過して老朽化が進んだものである。国が定めた耐用年数としては15年であり、また、堺市独自で設定している耐用年数としては、その1.5倍の22～23年としている。この年数を超過しており、更新工事を行うものである。</p> <p>今回は6つある沈砂池のうち、No. 3～6の4つの池が対象である。</p>
<p>工事期間中は、下水処理には影響しないのか。</p>	<p>本工事における4つの池を全て同時に止めるわけではなく、計画的に1池ごと改築工事を行っていくため、下水処理には影響しない。</p>
<p>導入しようとする機器は、現行のものと同じ規模のものか。</p>	<p>規模は同じであるが、30年以上経過する中で新しいシステムが構築されているため、同規模で新しいシステムに更新するということである。</p>
<p>供用後約30年を経過し、これまでも修繕で経費が生じているのであれば、もっと早く更新した方が良かったのではないか。</p>	<p>本市全体で3箇所の水再生センターと6箇所の下水ポンプ場があり、その中で、不具合が生じた場合等は修繕により対応しつつ、優先順位をつけて更新計画を進めていくものである。</p> <p>仮に沈砂池設備の更新工事を計画していても、他の水再生センターで緊急修繕が発生した場合などは、優先してそちらの更新工事を行うこともある。</p>
<p>専門性が高い機器であり、汎用性があるようなものではないという理解でよいか。</p>	<p>水処理に係る機器を取り扱うメーカーが1者というわけではなく複数あるものの、汎用性の高い機器ではなく、多数の入札参加が見込まれるような状況にはないものである。</p>

<p>入札に参加しやすい環境となるような対応はとったのか。</p>	<p>機器についてメーカー指定はしていない。 本市では、機械器具設置工事での WTO 案件の前例がなく、令和 5 年度に初めての発注に至ったところであり、事業者にとって不明な点もあるであろうものと解されたことから、発注（入札公告）に先立ち、事前に入札参加資格の一部についての想定内容を上下水道局のホームページで公表した。</p>
<p>結果的には 1 者のみの参加ということであるが、どのようにとらえているのか。</p>	<p>本市だけでなく、他都市においても、大規模な沈砂池設備に係る工事等の案件で入札参加者が極めて少ないというのは同じ状況である。その理由や背景等について複数のメーカーにヒアリングをしたところ、技術者不足で入札参加は困難であったとのことである。 1 者も参加せず、入札が不調に終わることも十分に想定された中、現状、事業として進められているところではある。他都市の状況等も踏まえ、より業者が入札に参加しやすいような条件設定をどのように構築していくかについては、今後の課題と認識している。</p>
<p>この機器のメンテナンスについては今後どうしていくのか。</p>	<p>機器のメンテナンスに関しては、市職員で対応できる部分は市で行うが、メーカーにしかノウハウがない部分はメーカーに修繕を依頼することとなる。</p>
<p>No. 1～2 池の更新計画については、どのように想定しているのか。</p>	<p>本工事が完了する 5 年後を予定しており、優先順位を踏まえ、必要性の高いものから更新工事の対応を行うことを想定している。</p>
<p>落札率が 99.97%と高い要因については、どのようにとらえているのか。</p>	<p>予定価格を事前公表していることと、物価や人件費の高騰が背景にあるととらえている。発注の中で示している機器の仕様等を踏まえ、予定価格を前提にした上で、高めの金額で応札されたということだと認識している。</p>

《講 評》

本案件は、堺市で過去に例のない「機械器具設置工事」に係る WTO 政府調達協定対象案件である。沈砂池設備が、市民生活を支える重要なインフラ設備であり、一連の下水処理を確実に機能させるためには、機器やシステム構成を包含した一体的な更新が最良かつ不可欠とのことで、発注規模は適正なものであると考える。

参加者が 1 者のみで落札率が 99.97%という入札結果については、機械器具設置工事で高い専門性が要求され、配置技術者となり得る人材の確保が困難であり、各社とも余裕がないという業界の事情が背景にあると思われる。

堺市での発注前例がないことを踏まえ、競争性確保に向けた取組として、発注に先立ってあらかじめ入札参加条件の一部を公表しており、その点は注目すべきポイントといえる。それでも、結果として 1 者のみの参加で、また、他団体でも同様の傾向がみられるという中、直ちに競争性を向上させるのは容易ではないと考えられる。とはいえ、今後も設備の更新時期には同様の課題が想定されるため、引き続き他団体の事例等の研究を進め、競争性向上等に係る有効な方策を探っていただきたい。

また、業界特有の事情を踏まえれば、いかに事業者が入札に参加しやすい発注条件とするか、例えば、参入ハードルを下げることの可能性にもフォーカスするなど、多角的な発想をもって分析を進めていただきたい。

【三宝水再生センター地質調査業務（5-1）】

委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>算定誤りの内容及びその要因はどのようなものか。</p>	<p>予定価格の誤りに関しては、積算システムのエラーにより、旅費交通費が適切に計上されなかったものである。</p>
<p>同様の誤りが生じないように、どのような再発防止策を講じているのか。</p>	<p>最低制限価格の誤りに関しては、その算定に際して必要な工程である各費目の振分けについて担当者の誤認があったために算定誤りが生じたものである。そして、この点について、組織内でのチェック体制が有効に機能しなかったものである。</p>
<p>誤りが発覚した経緯等はどのようなものか。</p>	<p>予定価格の誤りについては、即座にシステム改修を行った。 最低制限価格の誤りについては、算定に際して用いる様式を担当者の誤認が生じないよう分かりやすいものに改善することやチェックリストの項目追加、組織内の各部門でのチェック体制の強化等を行った。</p>
<p>誤りが発覚した経緯等はどのようなものか。</p>	<p>本件の入札に参加した事業者1者から、契約締結後の令和6年3月7日に、入札における最低制限価格の算定に疑義がある旨の指摘があった。担当者において設計書における数量計算を確認し、翌日に誤りがないことを回答した。同月13日に同事業者から再度同様の指摘を受けたが、業務の繁忙期であったことから、当該事業者の了承の上で、4月以降に回答させていただくこととした。3月末に担当者が再度設計書等を確認したところ、誤りが判明し、組織内にもその旨が共有された。さらに、確認を進めたところ、予定価格の算定についても誤りがあることが判明したものである。</p> <p>その後、市としての対応を検討の上、4月22日に本件の入札に参加した全事業者に対して説明及び謝罪をし、契約継続について了解を得たものである。</p>
<p>本案件以外の案件において、同様の算定誤りはなかったか。</p>	<p>過去10年分の案件について見直しを行い、同様の算定誤りはなかったことを確認している。</p>
<p>契約相手方事業者との契約について、解除ではなく継続とした理由は何か。</p>	<p>予定価格等の誤りが判明した時点において、当該事業者は既に地質調査の現場に着手しており、経費が発生している状況であった。あくまで市の算定誤りに起因するものであり、当該事業者に帰責性がないという前提の上で対応を検討した。リーガルチェックも受けた上で、契約解除する場合のリスクと契約継続する場合のリスクとを比較検討した結果、契約継続を市の方針とした。</p>
<p>本来の最低制限価格を前提とした場合に落札候補者となった事業者に説明をした際は、当該事業者はどのような反応であったか。</p>	<p>事案の顛末と市の方針を説明し、お詫びを申し上げた。相手方として対応を検討され、後日、市の方針について了承する旨の返答を頂いた。</p>

<p>契約相手方事業者の業務履行において、現場作業に着手したのはいつ頃か。</p>	<p>4月初頭である。</p>
<p>最初に事業者から指摘のあった時点（令和6年3月7日）で組織内に共有され、対応を検討していれば、本来落札者とはならなかった事業者との契約を解除することもできたのではないか。</p>	<p>御指摘のとおりである。本案件における最大の問題は、初動対応において組織内での共有が適切にできなかったことであると認識している。</p>
<p>予定価格や最低制限価格の誤りは、入札制度そのものの信頼を損なう重大な事案である。そのことを重く受け止め、再発防止に努められたい。</p>	<p>その点は認識しており、組織を挙げて再発防止策、改善策を講じているところである。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件は、入札を経て契約締結に至った後に予定価格及び最低制限価格に算定誤りがあることが判明したものの、当該契約を継続したという案件であった。</p> <p>算定誤りについては、ヒューマンエラーに起因するもので、組織としてこれを防ぐ仕組みが十分ではなかったことが要因と考えられる。既に組織を挙げて再発防止策を講じているとのことだが、それで終わりではなく、不断の見直しにより取組を継続されたい。</p> <p>本来であれば落札者とはならなかった事業者との契約を継続したという点については、市の誤りに起因するものであり当該事業者には何ら落ち度がないこと、そして、相当程度業務の履行が進行していたという状況から、解除ではなく契約継続したとのことだが、そもそも外部から指摘を受けた際に即座に組織内で報告し対応できていれば、本来落札者とはならない事業者との契約の解除についても検討できた筈である。</p> <p>今回のような予定価格、最低制限価格の算定誤り及び初期対応が不適切であったことは、入札制度に対する信頼を著しく害するものである。今回の過誤を組織として重大に受け止め、二度と同様の事象が生じないよう、徹底した取組を講じられたい。</p>	